

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を

求めるの件 (閣条第一四号) (衆議院送付) 要旨

この議定書は、二〇〇九年 (平成二十一年) 六月に効力を生じた我が国とチェコとの間の現行の社会保障協定の内容を部分的に改正し、一方の締約国から他方の締約国に一時的に派遣される被用者に対し当該一方の締約国の法令のみを適用する場合を明確化することを目的とするものであり、二〇一五年 (平成二十七年) 十一月に両国政府間で協定の改正交渉を開始した結果、二〇一七年 (平成二十九年) 二月一日にプラハにおいて署名されたものである。

この議定書は、前文、本文六箇条及び末文から成り、主な内容は次のとおりである。

一、国家公務員共済年金等の各種共済年金が厚生年金保険に一元化されたことを踏まえ、協定が適用される我が国の年金制度のうちから当該各種共済年金を削り、国民年金及び厚生年金保険のみに改める。

二、一方の締約国から他方の締約国に就労のため五年を超えない見込みで派遣される被用者に対し、当該他方の締約国で雇用契約を締結していない場合又は当該他方の締約国に事業所を有する雇用者と雇用契約を

締結しているが当該一方の締約国に事業所を有する雇用者の指揮の下にある場合において、当該一方の締約国の法令のみを適用する。

三、この議定書は、両締約国が、この議定書の効力発生に必要なそれぞれの憲法上の要件が満たされた旨を相互に通告する外交上の公文を交換した月の後三箇月目の月の初日に効力を生ずる。